

産地交付金減額に抗議する要望意見書

平成30年より米の直接支払交付金の廃止が決定している中、空知管内の営農形態は水稻中心の作付から、土地利用型の作物への転換が進んでいる。岩見沢市においても土地利用型の作物である麦・大豆の他、地域振興作物（白菜・カボチャ・キャベツ・長ネギ・ニンジン・キュウリ・いちご・メロン・花卉）への転換を推し進めてきた。

このような状況の中、平成28年度は全国的に水稻の主食用米から飼料用米への作付転換が進み主食用米作付面積は138.1万ヘクタールと生産数量目標を2.2万ヘクタール下回る結果となった。

しかし、このことにより産地交付金の留保分が戦略作物助成へ回されることとなり産地交付金の2回目の配分が見送られ、平成28年度第2次補正予算により特別交付金が措置されたが、当初予定交付額を下回ることが決定した。産地交付金の100%交付を基準として営農計画を設定している農業者にとって農作物の収穫作業を終え年末を迎えたこの時期に減額が公表され、組勘整理が重くのしかかってくると思われる。

現状、岩見沢市内の農業者は国の制度にのっとり面積規模の拡大を進めてきており、それに伴う設備投資や農業機械の導入も同時に行ってきている。今回の産地交付金の減額はこれらの大規模専業農家の経営を逼迫させるばかりでなく、次世代の担い手の就農への足かせとなることが予想される。地域を守ってきた農業者のさらなる減少に拍車をかけることは明らかであり、このことは地域崩壊に直結するものである。

よって、次年度以降産地交付金の十分な予算確保を実行すると共に、年度途中で減額が行われることのないよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成28年12月16日

岩見沢市議会

提出先

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
農林水産大臣